

院内掲示が義務付けられている手術件数

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6（歯科点数表第2章第9部手術の通則 4 を含む。）に掲げる手術の実施件数
（実施期間：令和6年1月1日～令和6年12月31日）

区分 1 に分類される手術		手術の件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術	0 件
イ	黄斑下手術等	0 件
ウ	鼓室形成手術等	0 件
エ	肺悪性腫瘍手術等	0 件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0 件

区分 2 に分類される手術		
ア	靱帯断裂形成手術等	0 件
イ	水頭症手術等	0 件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0 件
エ	尿道形成手術等	0 件
オ	角膜移植術	0 件
カ	肝切除術等	0 件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0 件

区分 3 に分類される手術		
ア	上顎骨形成術	0 件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0 件
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0 件
エ	母指化手術等	0 件
オ	内反足手術等	0 件
カ	食道切除再建術等	0 件
キ	同種死体腎移植術等	0 件

区分 4 に分類される手術		
		0 件

その他の区分に分類される手術		
人工関節置換術		0 件
乳児外科施設基準対象手術		0 件
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）		0 件
及び体外循環を要する手術 経皮的冠動脈形成術、 経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術		0 件

その他各診療科別の手術件数		
・ 外科		0 件
・ 整形外科		185 件
・ 泌尿器科		1 件
・ 眼科		157 件
・ 皮膚科		0 件
・ 耳鼻咽喉科		4 件